

質問に対する回答書
工事名) 常磐自動車道 谷和原管理事務所管内舗装補修工事

No	質問事項	回答
1	<p>設計図127/152樹脂系薄層舗装工 詳細図において、各施工個所毎の白色の面積と青色の面積の表示をお願いします。</p> <p>また番号119三郷TBに於いては、全て半たわみ舗装上に施工すると考えて宜しいでしょうか。他の舗装部分が含まれている場合、舗装種別及びその面積をご教示願います。</p>	<p>設計数量及び詳細図をもとに算出してください。 全て半たわみ舗装上の施工となります。</p>
2	粒状路盤工について、使用する路盤材の規格の表示がないように思われます。使用材料の明示をお願いします。	共通仕様書13-4-2 “材料” を参照願います。
3	インターロッキングブロック舗装Aについて、ブロックの色数は何色使いを予定されているのか、直線配置と考えて宜しいのか、また、ブロック仕様は標準品と考えて宜しいのか。ご教示願います。	特記仕様書21-10-1 “舗装工 インターロッキングブロック舗装A” の記載に誤りがありました。特記仕様書の訂正公告を行います。
4	捨土掘削において、土砂Aの数量には、用・排水溝、集水ます、舗装工及び縁石工等千代田PA内で発生する土工事も含まれているのでしょうか。それとも、用・排水溝、集水ます、舗装工及び縁石工等で発生する土工事は、各単価項目に含まれているのでしょうか。ご教示願います。	用・排水溝及び集水ますの掘削等は各単価項目に含むものと考え下さい。 舗装工及び縁石工は発生土が出ることを想定しておりません。
5	構造物等取壊しにおいて、騒音・振動対策は考慮しなくてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	特記仕様書15-3 “騒音等に関する配慮” に示すとおり十分な配慮を講じた施工を行うものとします。
6	特記仕様書21-16-1種別において、表中に表示されている配置時間は、作業時間（休憩時間を含む）とする、とあります。表中に表示されている時間に準備・片付けの1時間加えた時間が、交通保安員の拘束時間と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No	質問事項	回答
7	<p>設計図2/152と12/152において、番号16, 82, 83, 84, 86に1車線規制（夜）の交通規制工がありますが、これは特記仕様書21-15-1種別における表のどこの部分に属するものなのでしょうか。特記仕様書の表中では、上り線の1車線規制で規制時間が夜間の交通規制個所は、八潮南IC～流山ICとなっております。番号16と86の作業箇所は、つくばJCT～つくばJCTとなっており、番号82, 83, 84は、谷和原IC～谷田部ICとなっております。</p> <p>また特記仕様書8-3交通規制可能時間(1)の表では上り線の谷和原IC～岩間ICも1車線規制（夜間）が可能時間帯となっており、特記21-15-1交通規制工種別と規制時間帯に差異があります。正しい規制種別をご教示願います。</p>	<p>設計図 本線・ランプ2, 12, 13/152における番号16, 82, 83, 84, 86記載の交通規制工 一車線規制（夜）の数量に誤りがありました。設計図及び金抜設計書の訂正公告を行います。</p> <p>特記仕様書8-3は各施工区間及び車線規制種別毎の交通規制可能時間（規制テープ設置開始～規制テープ撤去完了）を示すものであり、21-15-1に示す規制時間は交通規制工の各単価項目における交通規制箇所毎の1回当たりとして検測する交通規制工の規制時間を示すものです。</p>
8	<p>設計図12/152において、番号79に1車線規制 I × 1 × 0 (0.5) (夜) の交通規制工が1回あります。これは、特記仕様書21-15-1種別における表のどの部分に属するものなのでしょうか。特記仕様書の表中では、1車線規制の下り線で規制時間が夜間の交通規制個所は、常磐自動車道の三郷JCT～流山ICとなっていると思われます。番号79の作業箇所は、谷和原IC～谷田部ICとなっております。</p> <p>また上り線と同様に特記仕様書8-3交通規制可能時間(1)の表では下り線の谷和原IC～岩間ICも1車線規制（夜間）が可能時間帯となっており、特記21-15-1交通規制工種別と規制時間帯に差異があります。正しい規制種別をご教示願います。</p>	<p>設計図 本線・ランプ2/152における番号79記載の交通規制工 一車線規制（夜）の数量に誤りがありました。設計図及び金抜設計書の訂正公告を行います。</p> <p>特記仕様書8-3は各施工区間及び車線規制種別毎の交通規制可能時間（規制テープ設置開始～規制テープ撤去完了）を示すものであり、21-15-1に示す規制時間は交通規制工の各単価項目における交通規制箇所毎の1回当たりとして検測する交通規制工の規制時間を示すものです。</p>
9	設計図132～152/152の規制図において、夜間作業は、ラバコーンに自発光のデリネーターを付けたものになっています。昼間作業でも、早朝からの規制の設置や中間に規制を設置して夜間に撤去するものについては、自発光のデリネーターは必要としないのでしょうか。受注後、必要となった場合は、変更協議の対象となるのでしょうか。ご教示願います。	自発光式デリネーターは特記仕様書12-1の表に示す交通規制標識類として無償で貸与しますので、規制時の状況に応じて設置願います。なお、これらに要する費用は共通仕様書19-3-5に示すとおり各契約単価に含むものとし、変更協議の対象とはなりません。
10	舗装廃材等の運搬について、有料道路料金Aとして、通行区分 施工箇所を含むIC間の有料道路通行料金（片道）が計上されています。舗装廃材等の運搬は、施工箇所を含むIC間以外は、一般道路を利用して処分場所と発生場所を往復すると考えて宜しいでしょうか。ご教授下さい。	積算の内容に関する質問はお答えできません。 貴社の施工計画に基づき、算出してください。
11	千代田パーキングエリア(下り線)図面15～17/34の舗装構成タイプ図について、各舗装タイプ別の数量が明示されておりません。各々の舗装タイプ別の数量をご教授下さい。	各々の舗装タイプ別の数量は、特記仕様書21-8-3種別及び設計図（数量総括表、平面図、横断図）より推定し、算出してください。